

## モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
------------------	------------------------

### 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
個別目標1		地域における子育て支援の拠点を整備すること
		(主な事務事業) ・地域子育て支援拠点事業
個別目標2		次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援すること
		(主な事務事業) ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・育児支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ・延長保育促進事業 ・病児・病後児保育事業 ・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進
<b>施策の概要（目的・根拠法令等）</b> <b>1 目的等</b> 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。 また、市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金（平成17年度に創設）を交付する。		
<b>2 根拠法令等</b> ○次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室	
関係部局・課室	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室、職業家庭両立課、家庭福祉課母子家庭等自立支援室、育成環境課、保育課、母子保健課	

## 2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)の実 施市町村数 (全市町村/平成21年度)	- 【-】	- 【-】	- 【-】	- 【-】	1,063 【-】
2	育児支援家庭訪問事業の実施市町 村数 (全市町村/平成21年度)	- 【-】	96 【-】	400 【-】	451 【-】	784 【-】
3	ファミリー・サポート・センター の設置か所数 (710か所以上/平成21年度)	301 【-】	344 【-】	437 【-】	480 【-】	540 【-】
4	短期入所生活援助(ショートステ イ)事業実施施設か所数 (870か所以上/平成21年度)	355 【-】	364 【-】	430 【-】	511 【-】	584 【-】
5	夜間養護等(トワイライトステイ) 事業実施施設か所数 (560か所以上/平成21年度)	107 【-】	134 【-】	210 【-】	236 【-】	301 【-】
6	延長保育実施か所数 (16,200か所以上/平成21 年度)	11,702 【-】	13,086 【-】	13,677 【-】	14,344 (5,370) 【-】	9,540 (-) 【-】
7	病児・病後児保育の実施か所数 (1,500か所以上/平成21年 度)	445 【-】	496 【-】	598 【-】	682 【-】	767 【-】
8	要保護児童対策地域協議会(虐待 防止ネットワーク)を設置してい る市町村数 (全市町村/平成21年度)	967 (30.1) 【-】	1,243 (39.8) 【-】	1,224 (51.0) 【-】	1,271 (69.0) 【-】	1,536 (84.1) 【-】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成19年度創設の事業であり、平成19年度は交付決定数である</li> <li>・指標2は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16年度創設の事業であり、平成16～18年度は実績数、平成19年度は交付決定数である。</li> <li>・指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。平成15～18年度は実績数、平成19年度は交付決定数である。</li> <li>・指標4及び5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～18年度は実績数、平成19年度は交付決定数である。</li> <li>・指標6及び7は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。指標6の数値は、平成17年度までは各年度の交付決定か所数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、公立分のか所数については保育課において別途調査により把握し、18年度においては公民の合計を記載している(())内の数字は公立分のか所数)。平成19年度の数値については、民間保育所の交付決定数を記載しており、公立分のか所数は現在調査中(8月頃把握できる見込み)。また、指標7の数値は、各年度の交付決定数である。</li> <li>・指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合である。</li> <li>・上記2～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業(重点事業)として実施している。</li> </ul>						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1	地域における子育て支援の拠点を整備すること
個別目標に係る指標	
アウトプット指標	

(達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	地域子育て支援拠点事業実施か所数(単位:か所) (10,000か所以上/平成22年度)	—	—	—	—	4,409
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、平成19年度からの新規事業のため、15～18年度の数值は未記入。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 地域子育て支援拠点事業						
平成19年度 : 8,841百万円(補助割合:[国1/3][県1/3][市1/3])						
予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他(年金特会)						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要:「ひろば型」(つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施する)、「センター型」(つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施するとともに、地域に出向いて支援活動を実施する)、「児童館型」(民営の児童館において学齢児来館前の時間を活用し、つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施する)の地域子育て支援拠点において、子育て親子の交流の促進、子育てに関する相談の実施、子育て支援に関する情報の提供等の事業を実施し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を市町村が行うことを支援する。(平成19年度新規事業)						

個別目標2		次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援すること				
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村数 (全市町村/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	—	—	—	—	1,063 【—】
2	育児支援家庭訪問事業の実施市町村数 (全市町村/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	— 【—】	96 【—】	400 【—】	451 【—】	784 【—】
3	ファミリー・サポート・センターの設置か所数 (710か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	301 【—】	344 【—】	437 【—】	480 【—】	540 【—】
4	短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数 (870か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	355 【—】	364 【—】	430 【—】	511 【—】	584 【—】
5	夜間養護等(トワイライトステイ)事業実施施設か所数 (560か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	107 【—】	134 【—】	210 【—】	236 【—】	301 【—】
6	延長保育実施か所数 (16,200か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	11,702 【—】	13,086 【—】	13,677 【—】	14,344 (5,370) 【—】	9,540 (-) 【—】
7	病児・病後児保育の実施か所数 (1,500か所以上/平成21年度)	445 【—】	496 【—】	598 【—】	682 【—】	767 【—】

	※施策目標に係る指標1と同じ					
8	要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を設置している市町村数 （全市町村／平成21年度） ※施策目標に係る指標1と同じ	967 (30.1) 【-】	1,243 (39.8) 【-】	1,224 (51.0) 【-】	1,271 (69.0) 【-】	1,536 (84.1) 【-】
	<p>（調査名・資料出所、備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成19年度創設の事業であり、平成19年度は交付決定数である。</li> <li>・指標2は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16年度創設の事業であり、平成16～18年度は実績数、平成19年度は交付決定数である。</li> <li>・指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。平成15～18年度は実績数、平成19年度は交付決定数である。</li> <li>・指標4及び5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～18年度は実績数、平成19年度は交付決定数である。</li> <li>・指標6及び7は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。指標6の数値は、平成17年度までは各年度の交付決定か所数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、公立分のか所数については保育課において別途調査により把握し、18年度においては公民の合計を記載している（()内の数字は公立分のか所数）。平成19年度の数値については、民間保育所の交付決定数を記載しており、公立分のか所数は現在調査中（8月頃把握できる見込み）。また、指標7の数値は、各年度の交付決定数である。</li> <li>・指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり（同法25条の2）、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合である。</li> <li>・上記2～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業（重点事業）として実施している。</li> </ul>					
	施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
	事務事業名 : 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）					
	平成19年度 : 36,500百万円の内数（補助割合：1/2相当定額）					
	予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）					
	実施主体 : 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
	概要：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつける。					
	事務事業名 : 育児支援家庭訪問事業					
	平成19年度 : 36,500百万円の内数（補助割合：1/2相当定額）					
	予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）					
	実施主体 : 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
	概要：出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、保健師等が訪問により育児・家事の援助や技術指導等を行う。					
	事務事業名 : ファミリー・サポート・センター事業					
	平成19年度 : 36,500百万円の内数（補助割合：1/2相当定額）					
	予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）					
	実施主体 : 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
	概要：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の送迎や預かり等の相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援する。					
	事務事業名 : 短期入所生活援助（ショートステイ）事業					
	平成19年度 : 36,500百万円の内数（補助割合：1/2相当定額）					
	予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）					

実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童養護施設等において短期間預かる。
事務事業名	夜間養護等（トワイライトステイ）事業
平成19年度 予算額	36,500百万円の内数（補助割合：1/2相当定額） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	保護者が仕事等の理由で帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童養護施設等において預かる。
事務事業名	延長保育促進事業
平成19年度 予算額	36,500百万円の内数（補助割合：1/2相当定額） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	就労形態の多様化に対応するため、保育所の開所時間（11時間）の前後に延長保育を実施する民間保育所に対し、必要な経費を補助する。
事務事業名	病児・病後児保育事業
平成19年度 予算額	36,500百万円の内数（補助割合：1/2相当定額） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	保育所、病院等に付設された専用スペース等において病児・病後児を一時的に預かる事業に必要な経費を補助する。
事務事業名	要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進
平成19年度 予算額	36,500百万円の内数（補助割合：1/2相当定額） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村における児童虐待防止の中核となる要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）（保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等により構成される）について設置促進及び機能強化を図る。